

自転車のスマホ・酒気帯び運転

# 罰則強化

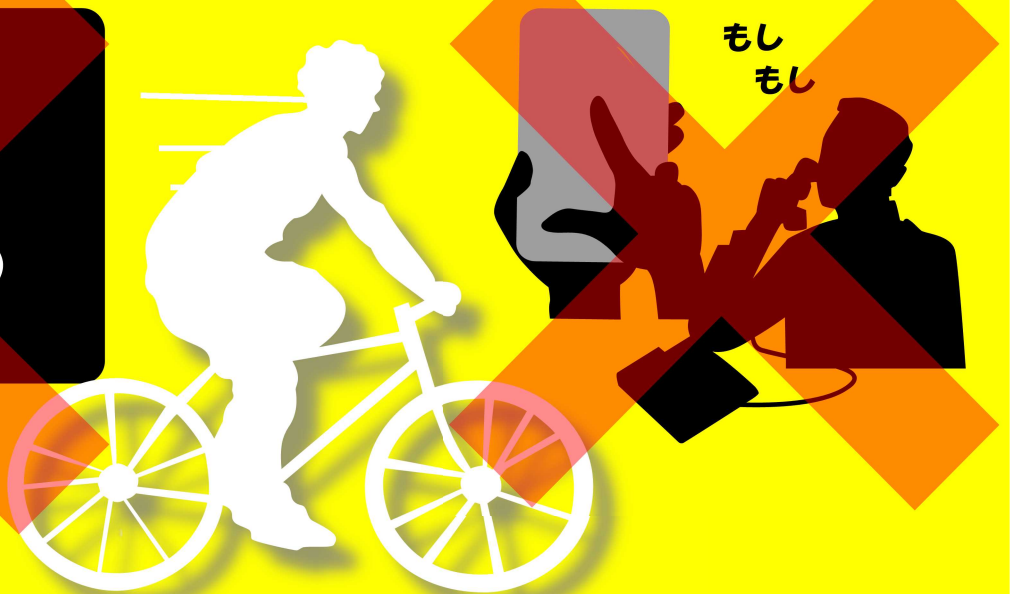
ダメ！

酒気帯び運転



ダメ！

ながらスマホ



ダメ×××

令和6年11月1日から  
道路交通法が改正されます

## 自転車運転中の罰則強化

～携帯電話使用等～

最大1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

～酒気帯び運転～

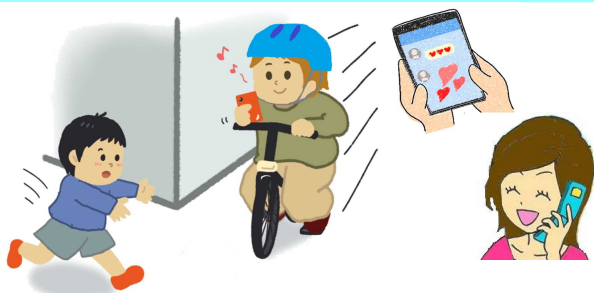
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

あきた交通安全大使  
相場 詩織 さん



## 自転車の危険な運転に 新たに罰則が整備されます

### 運転中のながらスマホ(携帯電話)



スマートフォンなどを手に保持して、自転車を運転しながら通話する行為、画面を注視しながら運転する行為が新たに禁止され、罰則の対象となります。

※停止中の操作は罰則の対象外

違反者は、

**6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

**1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**

### 酒気帯び運転及び幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して、新たに罰則が整備されます。

違反者は、

**3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、

**3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

酒類提供者・同乗者は、

**2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」  
「酒気帯び運転」  
は自転車運転者講習制度の対象です。

あきた交通安全大使  
相場 詩織 さん



自転車の運転者の皆さん  
新しいルールをしっかりと  
守って下さいね！